

○建設工事競争入札に参加することができる者の資格基準（抜粋）

（競争入札参加者の格付け）

第3条 前条の規定による審査の結果に基づき、別表第1の表の発注工事の種類のカテゴリに掲げる小分類の工事ごとに、条件のカテゴリに掲げる条件により、それぞれの等級のカテゴリに掲げる等級に区分するものとする。

別表第1（第3条関係）

発注工事の種類		条件	等級
大分類	小分類	経営事項審査の総合評定値	
土木工事	土木一式工事, 水道施設工事, とび・土工・コンクリート工事	850点以上	A
		850点未満	B
建築工事	建築一式工事	850点以上	A
		850点未満	B
鋼構造物しゅんせつ工事 舗装工事	鋼構造物工事, しゅんせつ工事, 舗装工事	850点以上	A
		850点未満	B
設備工事	電気工事, 管工事, 機械器具設置工事, 電気通信工事	850点以上	A
		850点未満	B
その他	大工工事, 左官工事, 石工事, 屋根工事, タイル・れんが・ブロック工事, 鉄筋工事, 板金工事, ガラス工事, 塗装工事, 防水工事, 内装仕上工事, 熱絶縁工事, 造園工事, さく井工事, 建具工事, 消防施設工事, 清掃施設工事, 解体工事	700点以上	A
		700点未満	B